

議 事 録

1. 日 時 令和6年5月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義
13 番	荻野 俊明	14 番	荻野 啓司		

以上 14名

4. 欠席委員

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

6. 事務局

加藤事務局長 岸本係長 泉係長 宮本事務職員

以上 4名

7. 議 事

議事内容

議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請審議のこと

議案第16号 非農地証明審議のこと

議案第17号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと

議案第18号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表のこと

報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

報告第16号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第12回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

11番 山端 昌明 委員

12番 村上 和義 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。
すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が4件、「報告」が2件です。
はじめに「農地法第15号 農地法第4条の規定による許可申請審議のこと」を議題に
します。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は、1件の申請がありました。
先日の小委員会では現地調査をしていますので、1番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第15号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査
の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。都市計画区分は市
街化調整区域です。農地区分は、「300メートル以内に自動車専用道路等の出入口があ
る。」に該当するので、第3種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な申請書類も
整っており、先日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見
でしたので、本委員会での審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、本許可申請を当委員会ですることにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって、「議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請審議のこと」は許可するこ
とに決定しました。

山本議長： 次に「議案第16号 非農地証明審議のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は、1件の証明願がありました。
先日の小委員会では現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第16号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりです、現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。

現地の状況ですが、山林化していました。先日の小委員会では、森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしく願います。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
当委員会で、非農地と判断することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第16号 非農地証明審議のこと」は非農地と判断することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第17号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 1番の土地の件で、耕作面積0㎡の方が1年間耕作するのですけれども、耕作期間終了後は、それで終わりですか。

事務局職員： 特に聞いていません。今後のことは、わかりません。

〇〇委員： この畑について、何を作るのですか。

事務局職員： 後ほど調べまして、回答いたします。

〇〇委員： 5番から8番についても耕作面積0㎡とありますが、かなり広い土地を借りられているのですが、何を作るか聞いていますか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： この土地は、私の担当地区でございまして、よく存じています。いつもはお父さんが契約をしていたのですが、この方は息子でありまして、ずっと農業をなさっております。私も息子さんに声をかけさせてもらいました。熱心になさっておりますので、ご心配なく。作物はお米とキャベツを作っています。

山本議長： 他に、ご意見ご質問ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第17号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に、「議案第18号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表のこと」を、議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 本案については、昨年来いろいろと実践してきたことの公表を決定するものです。これについて、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、事務の実施状況等を公表することに、ご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。

よって、「議案第18号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表のこと」は、決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。

「報告第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第15号」「報告第16号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第12回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時29分 終了)

※ 小委員会 令和6年5月21日 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 池田委員 立花委員 山崎委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 山 端 昌 明

署 名 人 村 上 和 義